



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月8日火曜日 第1979号

◇ 目次 ◇ 規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 771

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 772
道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線)..... 773
道路の供用開始(")..... 773
道路の区域変更(県道松山港線)..... 773
道路の供用開始(")..... 774

公 告

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託..... 774

監査公表

東京事務所、研修所、消費生活センター、心と体の健康センター、農業大学校、医療技術大学、産業技術研究所(建設技術センター、窯業技術センター)、農林水産研究所(果樹研究センター、林業研究センター、水産研究センター、栽培資源研究所)、松山

高等技術専門学校、婦人相談所、中央児童相談所、知的障害者更生相談所、動物愛護センター、歯科技術専門学校、子ども療育センター、身体障害者更生相談所、計量検定所、衛生環境研究所、大阪事務所、南予児童相談所、宇和島高等技術専門学校..... 774
伯方高等学校、弓削高等学校、上浮穴高等学校、小田高等学校、伊予農業高等学校、三間高等学校、北宇和高等学校、津島高等学校、南宇和高等学校、総合教育センター、えひめ青少年ふれあいセンター、生涯学習センター、伊予高等学校、中山高等学校、中予教育事務所、宇和島水産高等学校、宇和島南中等教育学校・高等学校、宇和島東高等学校、南予教育事務所、吉田高等学校..... 775
伊予警察署、松山東警察署、久万高原警察署、愛南警察署、伯方警察署、宇和島警察署、松山西警察署..... 776

雑 報

平成20年度行政書士試験の実施について..... 776

正 誤

平成20年3月31日付け第1950号外4愛媛県訓令第2号(愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令)中..... 777
平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県規則第27号(愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則)中..... 777

規 則

○愛媛県規則第47号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
様式第12号(第2条関係) 狩猟者登録申請書 (表)				様式第12号(第2条関係) 狩猟者登録申請書 (表)			
		省略				省略	
		損害の賠償				損害の賠償	
		放鳥獣猟区の区域 の登録の有無					
整理番号		対象鳥獣捕獲員で あるか否かの別		整理番号		放鳥獣猟区の区域 の登録の有無	
省略				省略			
(裏)				(裏)			
省略				省略			
県の区域全部		放鳥獣猟区の区域		県の区域全部		放鳥獣猟区の区域	
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別							

対象鳥獣捕獲員で ある。	対象鳥獣捕獲員として所属する市町名 ()
対象鳥獣捕獲員で ない。	
(4) 省略	
省略	
(5) 省略	
省略	
(6) 省略	
省略	
(7) 省略	
省略	

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) ~ (3) 省略

(4) 対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項に規定する証明書

様式第13号（第2条関係） 変更登録申請書

（表）

	省略	
	損 害 の 賠 償	
	放鳥獣猟区の区域 の登録の有無	
整理番号	対象鳥獣捕獲員で あるか否かの別	
省略		

（裏）

省略

注 省略

(3) 省略	
省略	
(4) 省略	
省略	
(5) 省略	
省略	
(6) 省略	
省略	

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) ~ (3) 省略

様式第13号（第2条関係） 変更登録申請書

（表）

	省略	
	損 害 の 賠 償	
	放鳥獣猟区の区域 の登録の有無	
整理番号	対象鳥獣捕獲員で あるか否かの別	
省略		

（裏）

省略

注 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現にある改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第12号及び様式第13号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1062号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1他2筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉 正宏	大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男	平成20年 4月1日	平成20年 6月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字喜三衛乙181番1地先から 同字寅巳234番1地先まで	旧	メートル 10.3～28.4	キロメートル 0.280	
			新	10.3～28.4 3.8～5.0	0.280 0.280	

○愛媛県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字西局乙110番5から 同字寅巳234番1地先まで	平成20年7月8日

○愛媛県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山港線	松山市梅津町1378番3から 同町1370番3まで	旧	メートル 9.2～11.9	キロメートル 0.135	
			新	10.5～13.2	0.135	

○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港線	松山市梅津町1378番 3 から 同町1370番 3 まで	平成20年 7 月 8 日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 7 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

対象県有地と隣接地との境界確認、地積測量及びその他附随業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

元今治地方局長公舎敷地調査測量業務 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成21年 3 月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

元今治地方局長公舎

愛媛県今治市宮下町二丁目甲1500番 3

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県内に事務所を有する土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人又は社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(3) 土地家屋調査士業務の履行等に関する損害賠償責任保険に加入していること。

(4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札の日時等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912 - 2558

(2) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年 8 月 5 日（火）午後 2 時

愛媛県庁本庁舎 本館 2 階総務部会議室（入札室）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 137 条第 2 号の規定を適用し、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に 2 の(3)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出すること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

監 査 公 表

公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 7 月 8 日

愛媛県監査委員 壺 内 絃 光

同 白石友一
同 田中多佳子
同 明比昭治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成20年 4月 9日
研 修 所	"
消 費 生 活 セ ン タ ー	"
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	"
農 業 大 学 校	"
医 療 技 術 大 学	平成20年 4月16日
産 業 技 術 研 究 所	平成20年 4月 9日、平成20年 4月16日、平成20年 5月14日
〔 建 設 技 術 セ ン タ ー	平成20年 4月 9日 〕
〔 窯 業 技 術 セ ン タ ー	平成20年 5月14日 〕
農 林 水 産 研 究 所	平成20年 4月16日、平成20年 4月18日、平成20年 5月14日、平成20年 6月 5日
〔 果 樹 研 究 セ ン タ ー	平成20年 4月18日 〕
〔 林 業 研 究 セ ン タ ー	平成20年 5月14日 〕
〔 水 産 研 究 セ ン タ ー	平成20年 6月 5日 〕
〔 裁 培 資 源 研 究 所	平成20年 4月16日 〕
松 山 高 等 技 術 専 門 校	平成20年 4月18日
婦 人 相 談 所	"
中 央 児 童 相 談 所	"
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	"
動 物 愛 護 セ ン タ ー	"
歯 科 技 術 専 門 学 校	平成20年 5月14日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	"
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	"
計 量 検 定 所	"
衛 生 環 境 研 究 所	"
大 阪 事 務 所	平成20年 5月26日
南 予 児 童 相 談 所	平成20年 6月 6日
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	"

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

1 授業料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,607,400	357,900	1,965,300	平成19年12月31日現在(対前年同月比)
18年度	267,900	405,300	673,200	
差引増減	1,339,500	47,400	1,292,100	

(医療技術大学)

2 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	5,103,810	51,852,523	56,956,333	平成19年12月31日現在(対前年同月比)
18年度	7,798,370	54,108,730	61,907,100	
差引増減	2,694,560	2,256,207	4,950,767	

(中央児童相談所)

3 子ども療育センター利用料金については、納期限内の収入確保に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,456,141	184,503	1,640,644	平成19年12月31日現在(対前年同月比)
18年度	482,678	0	482,678	
差引増減	973,463	184,503	1,157,966	

(子ども療育センター)

4 職員(6名)の通勤手当について、一般に利用しうる最短の経路を検討することなく通勤経路を認定したこと及び通勤距離の認定誤りにより、計131,100円(平成19年4月から20年2月までの11か月分)が過支給となっていた。

(子ども療育センター)

5 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	743,410	6,017,280	6,760,690	平成20年 2月29日現在(対前年同月比)
18年度	1,395,810	6,504,470	7,900,280	
差引増減	652,400	487,190	1,139,590	

(南予児童相談所)

公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 7月 8日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石友一
同 田中多佳子
同 明比昭治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
伯 方 高 等 学 校	平成20年 4月 9日
弓 削 高 等 学 校	"
上 浮 穴 高 等 学 校	"
小 田 高 等 学 校	"
伊 予 農 業 高 等 学 校	"
三 間 高 等 学 校	"
北 宇 和 高 等 学 校	"
津 島 高 等 学 校	"
南 宇 和 高 等 学 校	"

総合教育センター	平成20年 4月16日
えひめ青少年ふれあいセンター	"
生涯学習センター	"
伊予高等学校	"
中山高等学校	"
中予教育事務所	平成20年 4月18日
宇和島水産高等学校	平成20年 5月19日
宇和島南中等教育学校・高等学校	"
宇和島東高等学校	"
南予教育事務所	平成20年 6月 6日
吉田高等学校	"

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

- 職員(4名)の通勤手当について、通勤距離が片道2キロメートル未満であるにもかかわらず手当を支給したため、計110,000円(平成19年4月から20年2月までの11か月分)が過支給となっていた。
(宇和島水産高等学校)

○公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 7月 8日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
伊 予 警 察 署	平成20年 4月16日
松 山 東 警 察 署	平成20年 4月18日
久 万 高 原 警 察 署	平成20年 5月14日
愛 南 警 察 署	平成20年 6月 5日
伯 方 警 察 署	"
宇 和 島 警 察 署	平成20年 6月 6日
松 山 西 警 察 署	平成20年 6月13日

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

雑 報

公 告

平成20年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自

治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

平成20年 7月 8日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 木 寺 久

- 試験期日
平成20年11月9日(日)午後1時から午後4時まで
- 愛媛県における試験場所
松山市文京町4-2 松山大学
- 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成20年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に 関連する一般知識 等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間
平成20年 8月 4日(月)から 9月 5日(金)まで
- イ 受付場所
(財)行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月5日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類
受験願書一式(配布場所についてはおを御覧ください。)
- エ 受験手数料
7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。
- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
- (ア) 郵送配布

配布期間 平成20年 8月 4日(月)から 8月29日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月

29日必着のこと。)

名称 (財)行政書士試験研究センター
住所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成20年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(9月2日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター
電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへ御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成21年1月26日(月)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、(財)行政書士試験研究センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部新行政推進局私学文書課	松山市一番町4-4	午前8時
	- 2	30分から
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時
		30分まで

愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-1-0-1 愛媛県三番町ビル1階	午前9時から午後5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

正 誤

○正 誤

平成20年3月31日付け第1950号外4愛媛県訓令第2号(愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令)中

ページ	箇所	誤	正
46	改正後欄別表第5(第4条関係)4.社会福祉法の施行に関する事務	(1) 定款の認可(第31条第1項)	(1) 定款の認可(第31条第1項)

○正 誤

平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県規則第27号(愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
40	附則2左欄上から14段目	八幡浜地方局西予土木事務所長事業管理課長	八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課長